

平成 27 年 6 月招集 千葉県定例県議会会議録（第 7 号）

平成 27 年 6 月 23 日（火曜日）午前 10 時開議

○斎藤 守君 自由民主党、斎藤守でございます。きょうは改選後、初めての議会に登壇させていただき、選挙期間中に市民の皆様に訴えておりましたことを意見表明させていただける機会をいただきましたことを、先輩議員、そして同僚議員、そして今回からは後輩議員にも感謝を申し上げます。ありがとうございます。

まず最初に、道路問題についてあります。

これは船橋我孫子線のことなんですけれども、またかというふうにお思いの方もおられると思いますが、み年生まれでしつこい性格なものですから、お許しいただければと思います。この問題、私が 4 年前、初めて県議会で質問したときに、渋滞と交通安全の両面から、4 車線化の延伸の必要性を訴えてきたわけですが、それだけでは何年かかるとも、いつできるのかわからないものですから、戦術を変えまして、必要度の高い交差点等の部分から、1 力所 1 力所攻めていきたいというふうに考えております。そして、県道我孫子線の、今回は東船橋駅入り口交差点の安全対策についてあります。この問題につきましては、昨年度の 9 月議会の一般質問、そして予算委員会でも質問したところであります。船橋から我孫子市につながる県道船橋我孫子線は、船橋市内の南北を結ぶ重要な幹線道路でありますし、これまでに特に交通量の多い国道 357 号若松交差点から駿河台交差点までの間について 4 車線化が進められ、また、馬込交差点など、順次改良が実施されているところであります。9 月議会においては、検討するというふうな返事をいただき、そして、予算委員会では、新たに右折車線を設置するというふうな話もいただきました。ここは東船橋駅の入り口の交差点のところで、我孫子方面から右折時に事故が何度も起きているということから、安全対策について聞いたところであります。また、この道路は 1 日の交通量が 2 万台を超える、そして、大型車の交通量も多く、駿河台交差点から北側を中心に、日常的に交通渋滞が発生しております。沿道の住民や道路利用者なども市民生活や経済活動にも影響が出ているわけで、その対策が必要と考えます。また、安全対策上も右折の矢印の信号が必要だと思う次第です。

また、この船橋我孫子線において、今の東船橋の次に解決してほしいところは馬込霊園の入り口のところであります。変則の交差点で、ここも渋滞の原因となるところで、既に県では 5 年以上前に用地買収をしているのに全然工事をしてくれないと、用地買収に協力をした地元の方からお叱りをいただいているところでありますし、ぜひ検討をしていただければと思います。

そこで質問は、県道船橋我孫子線の東船橋駅入り口交差点の安全対策及び渋滞対策について見通しはどうか、お伺いいたします。

次に、津田沼駅周辺の道路問題についてあります。

津田沼駅周辺では、駅へ向かう通勤、通学の車やバス、自動車などが行き交い、さらに駅周辺には大型商業店もあり、日常的に交通量が多いところであります。駅周辺の幹線道路である国道 296 号、そして県道長沼船橋線が 2 つあるわけで、新京成線と平面交差をしているところから、踏切により交通が遮断され、渋滞の原因の 1 つとなっております。朝夕のラッシュ時、特に朝の 7 時台は電車が上下合わせて 30 本走っているわけで、国道 296 号や県道長沼船橋線にある踏切はなかなか通過することができない状況であります。また、新津田沼駅から次の前原駅のところまで 8 力所も踏切があり、おりてくる遮断機の下をくぐり抜けて走っていこうとしたり、あるいは車が踏切に入って、踏切の向こう側が渋滞しているので、遮断機はおりてくるから下がってくると、後ろを歩いて渡ろうとする人にぶつかって事故が起きたりという大変危険なところが多々あります。

そこで伺います。津田沼駅周辺の国道 296 号及び県道長沼船橋線の渋滞緩和を図るため、新京成線の立体化が必要であると思うが、どうかお聞きいたします。

次に、千葉港海岸船橋地区の護岸と水門についてお伺いいたします。

私の住む船橋市は、過去には成田山に参拝する佐倉街道の宿場町や、豊かな漁場を有する漁村として栄えてきた歴史を持ち、近年、内陸部では、都心に近く交通の要衝という地理的条件を生かして、また、海浜部においては、船橋漁港と工業港である京葉港の 2 つの顔をあわせ持っておりますし、バランスよく発展し、昭和 12 年 4 月の市制施行時には 4 万 3,000 人だった人口も、現在では 62 万人を擁する全国有数の都市となっております。船橋市の臨海部では、遠浅の海を埋め立てることによって発展してきた経緯から、海岸の後背地では、海拔ゼロメートル地帯を抱えております。高潮や津波から地域住民の生命、財産を守るという構造的な仕組みを背負っております。

このようなことから、埋め立て直後に県により護岸、水門、排水機場の設備をしていただき、これまで安心した生活を送ることができました。さきの東日本大震災による津波につきましても、海老川水門などがその防護効果を発揮して、おかげさまで当地区的津波による浸水被害はゼロでした。しかしながら、これら堤防、水門及び排水機場は、完成から約 50 年を迎えており、老朽化及び耐震化が問題になっております。新聞報道などによりますと、首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている中、これら老朽化した施設が機能するための対策が急務であります。

そこで伺います。千葉港海岸船橋地区の堤防、水門及び排水機場の現状と今後の整備の進め方について、どのように考えておられるかお聞かせください。

次に、恒例の教育問題についてお聞きいたします。

今年度は、平成 28 年度から中学校で使用する教科書を採択する年度です。前回は平成 23 年度に中学校の教科書採択が行われたわけですが、国においては、全国の状況を踏まえた上で教科書改革実行プランを策定し、今回の中学校の教科書採択に向けてさまざまな改善を図ってきたところであります。具体的に申しますと、平成 26 年 1 月に教科書検定規則実施細則や教科書検定基準を改正し、今回、採択の対象となる中学校の教科書は、この新

しい基準において検定を合格したものとなっています。また、平成 26 年 4 月には義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が改正されました。特にこの無償措置法の改正では、幾つかの市町村教育委員会が共同採択地区を構成する場合、その構成単位が市郡から市町村に改められ、採択権者である市町村教育委員会の意向が反映されやすい制度が整備されたものと考えられます。

私は、昨年 9 月の定例県議会におきまして申し上げたのですが、採択権者である市町村教育委員会の教育委員は、十分時間をかけて教科書の調査研究をし、その内容をしっかりと把握した上で教科書の採択に当たっていただきたいということを申し述べました。そのためには、各市町村教育委員会が教育委員による調査研究の方法について工夫、改善しなければならない点が多々あるかと思います。

そこで伺います。県教育委員会は、各市町村教育委員会において教育委員が教科書採択に十分関与するなど適切に採択が行われるようにするために、どのような働きかけをしてこられたか。

また、採択地区においては、教科書の専門的調査研究をする専門委員会という組織を設け、教員が委員の中心となって教科書の調査研究に当たっているようです。そして、調査結果をまとめた資料を参考にしながら、各採択地区ごとに教科書を選定し、各市町村教育委員会が採択しているわけです。教科書は子供たちが使うものですから、教育委員会や学校関係者が熱心に調査研究することはもちろんですけれども、子供の保護者や地域の方々など、もちろん我々も含めてですけれども、さまざまな人がいろんな視点で教科書を見て、今の子供たちがどのように学んでいるのかを知り、また、教科書に対するさまざまな評価を知ることも大変重要ではないかと思うわけです。採択前に教科書展示会がこの 6 月 19 日から開催されておりますけれども、これも期間が 2 週間と限られた時間であり、閲覧可能な時間は非常に短いわけです。もっと自由に、いつでも、ふだんから見られるような場所を、そういった機会があってもよいのではないかと思うわけですけれども、そこで伺うわけです。公立図書館で教科書を閲覧できるようにすべきではないかと思うわけですが、質問をさせていただきます。

次に、ことし 2 月、神奈川県川崎市において、中学 1 年生の生徒が年上の少年から一方的に暴行を受けて死に至るという痛ましい事件がありました。この事件は、テレビ、新聞、週刊誌などで大きく取り上げられ、連日のように報道されました。全国に衝撃を与え、今なお記憶に残っている方も多いと思います。私は、この事件を振り返ったとき、加害者である少年に命の大切さや人を思いやる心など、そうした、ある意味でいうと道徳心が育っていたならば、あのような惨事にまでは至っていなかつたのではないかというふうに思うわけです。幸い、本県では、平成 25 年度から高等学校でも道徳教育を必修化し、これまで小学校、中学校に加えて高校でも発達段階に応じた道徳教育を行っております。全国的に見ても先進的なこの取り組みに大きな期待感を持っております。また、国では、去る 3 月 27 日に学校教育施行規則や道徳に係る小・中学校の学習指導要領の一部が改正され、

道徳が正式な教科化したことは大変意義深いものだと思っております。

しかしながら、道徳教育を学校だけで行っていても、子供が何を学んでいるのか親が知らなければ、家庭で道徳心を育む一番大事な会話ができる状況にあると思っております。親が子供たちの生活や学校で学んでいることにもっと関心を寄せ、知っていただくことが大切であり、親子が共通の話題を通して会話したり、お互いに学んだりすることが大切であると強く考えるものです。

文部科学省では、道徳教育の教材として、現在、「私たちの道徳」を作成して、全国の小・中学校に配布しているということですが、この教材、学校だけではなく家庭に持ち帰って、家庭での生活や学校との連携の強化等に活用されることを趣旨としているとのことです。ぜひ学校と家庭が連携を図り、学校と家庭の両輪で子供の健全な育成を支えていってほしいと思うところです。

そこで質問は、県教育委員会では、「私たちの道徳」の持ち帰りについて、充実を図るべきと考えるが、どうかお答えください。

また、家庭との連携を図りながら道徳教育の一層の充実を図っていくためにどのように取り組んでいくのかお聞かせいただければと思います。

それから、教育関係でもう1つ。

私の地元船橋市では、地域住民のスポーツ活動への関心は非常に高く、しかしながら、使用できるスポーツ施設に限りがあります。地域の方々のニーズを十分に満たしていない状況があります。一方、県立学校の体育施設はスポーツ活動に適した施設が整っていることから、1校でも多く開放できれば、地域住民にスポーツ活動の場を提供することができ、地域住民のニーズに応えることになると考える次第です。新たに本年4月、「地域とともに歩む学校づくり」という経営方針を掲げて開校した千葉県立船橋夏見特別支援学校には、体育施設の開放を通じて地域スポーツ振興への貢献などの期待が寄せられています。

そこで質問は、千葉県立船橋夏見特別支援学校における体育施設の開放に向けた状況はどうになっているかお聞かせください。

最後に、自転車の安全について伺います。

この件についても何人かの議員の方がお聞きしておりますけれども、重ならないような視点から質問したいと思います。

昨年中の自転車関連事故の発生件数は減少しているものの、交通事故全体の24%を占めていると聞いています。自転車で事故に遭う方の多くには、一方的な被害者ばかりでなく、自転車の側にも何らかの違反があるということも聞いております。このように、自転車の、いわば無秩序な走行の実態は、たとえ事故が発生しなくとも、通学中の児童やお年寄りなどの歩行者に大変な迷惑と危険を及ぼします。船橋市のある地域では、地域の方々が交通安全に対する意識が高く、地域の方々による交差点などでの児童等に対する見守り活動や、あるいは自転車等のルールやマナーを指導していたりする団体が活動しております。自転車に関する交通事故の防止のために、この6月1日から、危険な行為を繰り返す自転車運

転者に対する自転車運転者講習制度がスタートしたところです。また、自転車には免許がなく、子供やお年寄りまで手軽に乗れる乗り物であり、取り締まりを強化するという対策よりも、ルールやマナーを徹底していくことが交通事故を減少させるためにも非常に重要なことではないかと思います。

そこで質問は、その1つは、6月1日に施行された自転車運転者講習制度について、これまでどのように周知を図ってきたか。

また、自転車のルールやマナーを守らせるために、今後どのような取り組みをしていくのかお聞かせいただければと思います。

以上で1回目の質問を……。失礼しました動物虐待が残っていました。

動物虐待についてですが、県内には飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の鳴き声やふん尿による悪臭など、近隣住民への被害が多く見受けられる地域があります。平成26年度には県が引き取った犬猫2,951頭のうち猫が2,601頭で88%と大半を占め、さらにその91%に当たる2,372頭が子猫とのことで、そのほとんどは飼い主のいない子猫であると聞いております。猫による被害を抑え、殺処分に至る小さな命を減らしていくため、ボランティア団体などが飼い主のいない猫をこれ以上ふやさないよう不妊・去勢手術を施し、餌やりやトイレの場所の管理をしながら、地域全体で人との共生を図る地域猫活動に取り組んでいます。このような取り組みは猫と地域住民の共生できる唯一の方法と考えられ、船橋市を初め柏市、浦安市など、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に助成金を出している自治体もあります。

そこで、県としても地域猫活動に対して支援をしていくべきと思うわけですけれども、質問とさせていただきます。

また、地域猫活動を行っている方たちから、猫の虐待や遺棄に遭うことがあるということで相談を受けることがあります。そこで、動物の虐待や遺棄を防ぐために県警や関係機関との連携した取り組みが必要だと思うわけですけれども、この辺についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

以上で1問目の質問を終わりとさせていただきます。(拍手)

○副議長（石橋清孝君） 斎藤守君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事森田健作君。

(知事森田健作君登壇)

○知事（森田健作君） 自民党の斎藤守議員の御質問にお答えいたします。

千葉港海岸船橋地区の堤防、水門及び排水機場の現状と今後の整備の進め方はどうかとの御質問でございます。千葉港海岸船橋地区の海岸保全施設は、高潮による浸水防護を目的とし、昭和40年代から建設され、約50年を経過しようとしており、老朽化及び耐震化が課題となっているところでございます。県では、船橋市西浦地先から栄町地先までの約

1.9 キロメートルについて、これまでに護岸の耐震補強などを完了させ、現在は水門及び排水機場の老朽化対策、耐震対策を鋭意進めているところでございます。船橋市日の出地先から高瀬町地先までの約5.4キロメートルについては、一部の水門と排水機場が建てかえとなることや、海上作業が必要となることなど、著しく大規模かつ高度な技術が求められるため、直轄事業としての整備を国に要望しているところでございます。引き続き地元市とも連携して、事業促進に取り組んでまいりたい、そのように思っております。

次に、動物虐待、愛護についてお答えいたします。

動物の虐待や遺棄を防ぐためには県警や関係機関との連携した取り組みが必要と思うが、どうかとの御質問でございます。犬や猫など愛護動物の虐待や遺棄を行った場合は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、罰金や懲役などの罰則が適用されるところでございます。県では、犬や猫の虐待や遺棄を防止するため、リーフレットやポスターによる啓発、県警と連名の看板を作成するなど普及、啓発に努め、また、虐待や遺棄を疑う事例があった場合には、県警や市町村など関係機関と連携して対応しております。加えて、引き続き地域で活動する動物愛護推進員や動物愛護教室による啓発を推進するなど、虐待や遺棄の防止に努めてまいります。

私からは以上でございます。他の問題につきましては担当部局長からお答えをいたします。

○副議長（石橋清孝君） 保健医療担当部長古元重和君。

（説明者古元重和君登壇）

○説明者（古元重和君） 私からは動物虐待、愛護についての1問につきましてお答えいたします。

地域猫活動に対し支援をすべきとの御質問でございます。地域猫活動は、適切な餌やりやトイレの管理、数をふやさないための不妊・去勢手術などを行うことで地域住民と飼い主のいない猫との共生を図っていくものです。県では、平成24年3月に地域ねこ活動に関するガイドラインを策定し周知を図るとともに、活動している地域を選定し、公益社団法人千葉県獣医師会など関係団体と連携して、地域猫活動を行うモデル事業に取り組んでおります。今後、モデル事業を実施した地域の取り組み事例をホームページや動物愛護セミナーなどのイベントを通じて発信し、市町村など地域での取り組みを促してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（石橋清孝君） 県土整備部長永田健君。

（説明者永田 健君登壇）

○説明者（永田 健君） 私からは道路問題についての2問にお答えをいたします。

県道船橋我孫子線の東船橋駅入り口交差点の安全対策及び渋滞対策について見通しはどうかとの御質問でございます。県道船橋我孫子線は臨海部と北総地域を結ぶ県北西部の重要な幹線道路であり、交通集中により交差点を中心として慢性的な渋滞が発生しています。このうち東船橋駅入り口交差点については交差点内の事故が多発していることから、昨年度、安全対策を検討し、右折レーンを設置することといたしました。今年度は平成28年度の工事着手に向け、詳細設計と関係機関協議を実施してまいります。また、駿河台交差点から我孫子方面への渋滞対策については、引き続き関係機関と連携を図りながら、各交差点の改良などを含め検討してまいります。

津田沼駅周辺の国道296号及び県道長沼船橋線の渋滞緩和を図るため、新京成線の立体化が必要であると思うが、どうかとの御質問です。鉄道の立体化は踏切を除却することにより踏切事故を解消し、交通渋滞を緩和するとともに、鉄道により分断されている市街地の一体化を図るなど、まちづくりに寄与するものと認識しております。津田沼駅周辺の新京成線の立体化につきましては、まちづくりの観点から、まずは地元の船橋市、習志野市が主体的に検討する必要があると考えています。県としては、両市からの相談に対して助言するなど適切な対応をしてまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（石橋清孝君） 教育長内藤敏也君。

（説明者内藤敏也君登壇）

○説明者（内藤敏也君） 私からは教育問題についての5問についてお答えいたします。

各市町村教育委員会において教育委員が教科書採択に十分関与するなど適切に採択が行われるようにするため、どのような働きかけを行うのかとの御質問ですが、教科書採択は各採択権者が、その権限と責任において公正かつ適正に行うべきものと認識しております。県教育委員会では、教育委員が十分な時間的余裕を持って教科書の内容を吟味することができるよう環境を整えることなど、国の通知の趣旨を周知徹底したところです。今後とも各市町村教育委員会において適切に採択が行われるよう指導、助言してまいります。

公立図書館で教科書を閲覧できるようにすべきと考えるが、どうかとの御質問ですが、県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の通知を受け、公立図書館における教科書の整備について各市町村教育委員会に周知したところです。県立の図書館については、現在、県立中央図書館において小学校の教科書が閲覧可能です。今後、県立中央図書館に中学校及び高等学校の教科書を置くほか、他の県立図書館にも置くなどして教科書の整備に努めてまいります。

道徳用教材「私たちの道徳」の家庭への持ち帰りについて、充実を図るべきではないかとの御質問ですが、県教育委員会としては、国からの通知に基づき「私たちの道徳」の持ち帰り及び家庭や地域等での活用について周知しているところです。今後も学校訪問や道

徳教育推進教師対象の研修会等を通じて、「私たちの道徳」の活用を促してまいります。

家庭との連携を図りながら道徳教育の一層の充実にどのように取り組んでいくのかとの御質問ですが、県教育委員会では、道徳教育推進のための基本的な方針において、道徳の時間を積極的に公開することなどにより県民一体となった取り組みを促進することとしており、道徳の公開授業の際に保護者への参加を促すなど、家庭と連携した道徳教育の充実に努めています。また、保護者がしつけや子育てについて学ぶことができるウェブサイトの開設や資料集の作成などにより親の学びを支援しております。今後も道徳教育のさらなる充実のため、引き続き学校と家庭との連携に一層努めてまいります。

千葉県立船橋夏見特別支援学校における体育施設の開放に向けた状況についての御質問ですが、県教育委員会では、学校教育に支障のない限り、地域のスポーツ振興のためにそれぞれの学校が状況に応じて施設を開放する学校体育施設開放事業を実施しております。この事業では運営委員会を設置し、開放施設や実施種目など必要な事項を決定することとしており、県立船橋夏見特別支援学校においても開放に向けて準備を進めています。県教育委員会といたしましては、学校の準備状況を把握しつつ、必要に応じて助言するなど支援してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（石橋清孝君） 警察本部長黒木慶英君。

（説明者黒木慶英君登壇）

○説明者（黒木慶英君） 私からは自転車の安全対策に関する2問にお答えいたします。

まず、自転車運転者講習制度について、どのように周知を図ってきたのかの御質問になります。県警では、自転車運転者講習制度の円滑な実施に向けて、平成25年6月の改正道路交通法の公布以降、関係機関・団体と連携しまして、随時、新聞等報道機関への情報提供、ポスター・リーフレットの作成やホームページへの掲載、メール等を活用した情報発信などあらゆる広報媒体を活用した啓発活動を推進してきたところであります。また、全日本交通安全協会を始めとする29団体で組織されます自転車月間推進協議会が主催する自転車月間に合わせまして、関係機関・団体と連携の上、本年5月に松戸市内におけるこども自転車競技大会、浦安市内における大学生を対象とした自転車運転者講習キャンペーンなどを開催しましたほか、春の全国交通安全運動に合わせました自転車関係のイベントやキャンペーンを開催するなど、本制度の周知に努めてきたところであります。今後も積極的な広報啓発活動等を行い、自転車のルール、マナー及び本制度のさらなる周知と定着に努めてまいりたいと考えております。

次に、自転車のルールやマナーを守らせるために、今後どのような取り組みをしていくのかとの御質問がありますが、自転車の関係する交通事故を防止するためには、自転車運転者のルールやマナーの徹底が重要であることから、これまでに交通安全教育等のあらゆ

る機会を通じまして、ルール遵守とマナー向上に向けた取り組みに努めてきたところであります。今後も関係機関・団体と連携しながら、各種広報媒体を活用した啓発活動を推進するとともに、幅広い年齢層を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育等の取り組みを進めてまいります。また、白バイやパトカーなどにより街頭活動を効果的に推進しまして、自転車利用者の交通違反に対する指導、警告を積極的に行ってまいります。さらに、悪質、危険な違反に対しましては、検挙措置を講じて自転車のルールやマナーの徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（石橋清孝君） 斎藤守君。

○斎藤 守君 御答弁ありがとうございました。ほぼ納得いくような御答弁をいただいたわけで、心から感謝を申し上げます。ですから、質問という形ではなく、二、三要望といいますか、コメントをさせていただければと思います。

実はこの猫の問題なんですけれども、この猫の質問をするきっかけは、ある団体から、猫が何匹か死んでいるから調べてほしいと交番に届け出したそうです。そしたら、相手にしてもらえなかっただというふうに私のところへ話が来て、そこから始まった次第です。警察にとっては、猫を殺しても器物損壊でしかないでしょうし、しかも、飼い主がいなければ被害者はいないというふうなことになってしまうわけです。このことは非常に大きな事件に発展する可能性もあるわけで、昨年起きた佐世保の高校1年生女子の同級生殺害事件も、また、ことしの名古屋大学の女子学生が起こした殺人事件でも、また、身近なところでは柏市の連續通り魔殺傷事件、この犯人も事件の前、あるいは数年前に猫を何匹も殺しているというふうなことです。古い話では、宮崎勤もそうでした。先日、今話題になっている酒鬼薔薇聖斗の、少年Aの書いた「絶歌」という本を読みましたけれども、彼は、いい悪いは別として、罪悪とはマトリョーシカ人形のようなもの、どんなに大きな罪も、その下には一回り小さい罪が隠され、その下には、さらに一回り小さな罪が隠され、それが幾重にも重なって入れ子構造になっているというふうに書いております。自分で分析しているわけですけれども、最初はナメクジやカエルの解剖に始まり、それが猫になって、最後には人間になってしまったわけです。そういう意味では、できるだけ小さい罪のところで発見し、矯正し、その人間も、被害者も加害者も救うためにも、たかが猫と言わずに、警察も保健所も、あるいは教育委員会も情報交換を密にして連携をしていっていただきたいというふうに思う次第です。

次に、教育問題ですけれども、文部科学省は4月7日の初等中等教育局長の通知において、教科書の採択権者は市町村教育委員会であることを再度明確にした上で、「採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任

が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努める」というふうにしております。あくまでも教育委員が、そして十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味し、そのための環境を整える必要を言っております。また、県においては、必要によっては市町村からの需要数の報告の期限をさらに遅くすることなども検討するようにと言っています。ぜひとも採択権者である教育委員の皆さんに、こうした責任を御指導いただければと思います。このことについては、また次回以降にも議会の中で経過について注視していきたいというふうに思っております。

また、先週の土日に教科書展示会に行って、各社の教科書を見てまいりました。とりあえず大量にあるものですから、社会科のうち中学校の歴史と公民を見てきたわけですけれども、会社によって本当に特色があります。分かれています。立ち読みで時間もないもんですから、ちょっとだけしか見ていないんですが、ある会社の本では、人権という単元で20ページ以上を割いて書いているわけです。そして、その最初のところには、人権は全ての人々に保障されます。もっとも、私たちは日常の生活で人権が保障されていると感じることは余りありません。しかし、人権がいかに大切なかは、例えば私たちの電話が政府によって盗聴されていたり、手紙やメールが検閲されていたりして、政府にとっての都合の悪い話をただけで逮捕されてしまうような社会を想像してみればよくわかりますというふうになっていて、これ本当に日本のことなのかな、日本の子供に教える人権の問題の一番最初の部分に書くべき内容なのかと思うんですけども、そして、この後に20ページにわたって人権の問題が書かれています。どんなことが書いてあるのかというと、この人権の問題で書かれているのは、部落差別の問題やアイヌ、あるいは在日韓国人、そして、それから外国人の選挙権の問題ですとか、そういうものが写真つきでいっぱい書かれていて、私が思うのは、といえば拉致問題は、これは人権の問題であり、そうした問題は載っていないのかなと思ったら、そのページには載っていませんでした。全部見られないですから、索引を見たら、索引にもない。何社かの教科書も見たんですけども、索引でしか確認できませんでしたが、索引にも載っていない教科書も何冊もありました。本当にこれでいいのかという、そういう意味では、きちんと教科書を読み込んで見ていただきたいというふうなのが私の願いあります。

時間もなくなってきたので、そろそろ終わりにしたいと思いますけれども、教科書については終わりにします。

そして、自転車の問題ですけれども、交通マナーを指導している人たちについて、自転車運転者はこのことを……。3本組み合わさった一方通行の道路がありまして、この2本には軽車両通行不可、1本は何も書いていない。

○副議長（石橋清孝君） 申し合わせの時間が経過しましたので、簡明に願います。

○齊藤 守君（続） そういうことも十分に指導を願えればというふうに思います。

以上で時間となりましたので終わります。ありがとうございました。